

令和2年4月1日

社会福祉法人吉崎市社会福祉協議会
女性活躍推進に関する行動計画(第2次)

女性活躍推進法に基づき、本会における女性職員の活躍推進に向けた行動計画を下記の通り策定します。

計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

1. 女性の活躍推進に向けた取り組み

(1)現状と課題

本会正職員における女性職員の割合は、55%と約半数を超えており介護サービスを中心に女性の活躍する職場であるといえる。一般事務職については、女性職員の割合が低く、今後、意欲ある女性職員の採用、登用に努める必要がある。

また、役職段階における女性職員の割合についても一般事務職について、女性の割合が低い状況にある。

①正職員における女性職員の割合 (令和2年4月1日現在)

職 種	職員数	女性職員数	
		人 数	割 合
一般事務	9人	3人	33%
相談事業	16人	11人	68%
介護サービス	24人	13人	54%
合 計	49人	27人	55%

②役職段階における女性職員の割合 ※[女性の数] (令和2年4月1日現在)

職 種	管理職	その他管理職	一般職	合 計
一般事務	1[0]人	8[3]人	7[6]人	16[9]人
相談事業	0人	8[5]人	23[19]人	31[24]人
介護サービス	0人	11[6]人	255[216]人	266[222]人
合 計	1[0]人	27[14]人	285[241]人	313[255]人

(2)目 標

一般事務職の管理的役職(係長以上)における女性職員の割合を40%以上にする。

(3)取組内容

①管理職等を対象に女性活躍推進に関する研修を行う。

〔実施期間：令和2年7月～〕

②女性職員を対象に管理職育成を目的としたキャリアアップ研修を実施する。

〔実施期間：令和2年7月～〕

2. 労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に向けた取り組み

(1) 現状と課題

本会の職員の時間外労働時間は、下記の通り。職種ごと、または時期によって残業時間に差はあるが、職員の健康維持、家庭と仕事の両立の為に残業時間を減らす必要がある。

① 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

(一般事務)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	年間平均
平均残業時間	17.8	13.7	9.3	11.6	11.0	7.5	残業時間
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	11.7
平均残業時間	19.4	2.0	7.6	10.0	14.5	16.5	

(相談事業)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	年間平均
平均残業時間	3.8	5.6	2.9	6.2	4.7	2.3	残業時間
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4.5
平均残業時間	7.8	3.8	3.3	6.4	3.4	4.0	

(介護サービス)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	年間平均
平均残業時間	9.1	11.4	8.6	7.9	7.9	8.3	残業時間
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8.7
平均残業時間	7.1	7.6	13.0	8.6	7.9	8.1	

(対象期間 令和元年4月から令和2年3月まで)

(2) 目標

一般事務の月別平均残業時間を現在の11時間から10時間以内にする。

(3) 取組内容

- ①全職員への周知、啓発を行う。〔実施期間：令和2年4月～〕
- ②ノー残業デイを実施する。〔実施期間：令和2年4月～〕
- ③定期的に実態調査を行い、目標に達していない場合は、問題点の検討をし、適切な指導を行う。〔実施期間：令和2年4月～〕

